

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和6年2月26日（月） 午後1時30分から午後4時10分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他17名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和6年1月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（社会福祉課及び家庭支援課） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年4月10日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

社会福祉課及び家庭支援課

対象期間 令和5年4月1日から令和6年2月26日までの所管事務

実施期間 令和6年1月31日から令和6年2月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

社会福祉課及び家庭支援課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜社会福祉課＞

主な所管事務は、福祉総合窓口、民生委員・児童委員、戦傷病者、戦没者遺族等の援護、人権擁護、更生保護、同和対策、社会福祉団体、日本赤十字社、災害援護、地域福祉施設、地域福祉計画、生活保護、生活困窮者自立支援、行旅病人及び行旅死亡人、ホームレス対策、中国残留邦人等の支援、障害者福祉、自立支援医療、障害者計

画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、社会福祉法人の監査、成年後見制度、障害者虐待、障害者差別解消に関する事務である。

(1) 支出事務について

指定管理料の支払いについて、基本協定で市が実施することとされている修繕に係る費用を指定管理者に支払い、指定管理者が修繕を実施したものがあつた。

(2) 補助事業について

ア 北名古屋市原子爆弾被爆者受診旅費補助金について、補助金の積算根拠に一部不明確なものがあつた。補助金額の算定は実態に即したもので明確に実施されたい。

イ 障害者共同生活援助施設空床補償について、補償に係る協定書や要綱等が作成されていなかった。

意 見

(1) 返還金等の徴収事務にあたっては、債権管理台帳に債務者との折衝経過を適切に記録し、徴収の機会を逸することのないようにされたい。また、債権管理台帳を定期的に決裁されたい。

(2) 契約に係る業務仕様書等の記載事項に一部不明確なものがあつた。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。

(3) 社会福祉団体運営費補助金について、団体の予算や決算の内容を勘案し、補助対象年度の事業の経費に対し適切な補助金額を算定されたい。

<家庭支援課>

主な所管事務は、要保護児童対策及び児童虐待防止、家庭児童相談、母子・寡婦及び父子家庭の支援、青少年の健全育成、子ども・若者支援、青少年センター、ヤングケアラーに関する事務である。

(1) 契約事務について

青少年健全育成事業業務委託について、契約の設計金額の詳細が不明であつた。事務手続きが適正であることを担保するため、契約の執行伺いには設計金額の詳細な積算根拠を添付した上で決裁を受けられたい。

(2) その他

各種補助金の交付申請書に、受付印の押印漏れが散見された。

意 見

公益性のある団体に対する業務委託料の支払いにあたっては、実態に即した金額で支出されるよう、委託した業務を行うために要した経費を精査することを検討されたい。